

レポート作成について

教授 濱本 正太郎
shotaro@kobe-u.ac.jp
<http://www2.kobe-u.ac.jp/~shotaro/>

目標

1. 「国際紛争と法」で扱われる範囲の問題について、さまざまな情報を適切・明確に文章で整理する。
2. 国際法に関する問題について、自らの意見を形作り、それをわかりやすい文章で表現する。

テーマ設定

一つの具体的な事例を採り上げ、それを国際法の観点から分析する。どの事例を採り上げるかについては、必ず濱本に一度は相談し、かつ同意を得ること。相談は、講義の前後に、あるいは e-mail で、受け付ける。

たとえば、以下の事例が考えられる。もちろん、これ以外の事例を採り上げてよい。

- ・ 竹島
- ・ 尖閣諸島
- ・ 9.11 後のアフガニスタン空爆
- ・ パレスティナ紛争
- ・ 従軍慰安婦
- ・ 劣化ウラン弾問題
- ・ グアantanamo基地におけるテロ被疑者の待遇
- ・ 日本船籍捕鯨船への環境保護団体による攻撃
- ・ 北朝鮮の核開発
- ・ 北方領土
- ・ 東シナ海ガス田
- ・ イラク戦争
- ・ ダルフール
- ・ クラスタ爆弾規制
- ・ 日本における少数者
- ・ ミャンマーの混乱

事例選択の期限は 10 月 25 日の講義開始時とする。

テーマの選定に当たっての注意

- ・ 関連する資料を自分で探していくつか読んでみた上で、興味を持てそうな事例を選ぶこと。
- ・ 判例評釈ではなく、事例研究が期待されていることに留意されたい。

内容

第一段階

選択した事例につき、関連する文献資料（英語の文献資料を含む）を集め、事実関係を調査すると共に、国際法の観点からどのようなことが問題になるかを考える。その上で、選択した事例のどの論点を採り上げるかを定める。たとえば、ロッカビー事件を例にとると、「ロッカビー事件」というレポートではなく、「国際司法裁判所は、安保理決議の有効性を判断する権限を持つか」あるいは「国連加盟国は、安保理決議の有効性を一方的に判断する権限を持つか」という程度にまで絞り込む必要がある。

第一回レポートの提出 提出期限 11月22日(木)の講義開始時

- ・ 最終レポートのテーマの仮決定
- ・ 収集した文献のリスト
 - ・ 入手したもの、未入手のものに分けてリストを作成する。未入手のものについては、入手できていない理由を付す。
 - ・ 必要でありながら見つけられない文献がある場合、
 - ・ どのような文献が必要か
 - ・ どのようにして探したが見つからないかを明確にし、文献リストの末尾に付け加える。
- ・ 事実関係の要約
 - ・ 紛争の全体像が理解できるように要約する。1200字を一応の目処とする（大幅に超えても構わない）。
 - ・ 法的議論をするためには事実関係についてさらに何を調べなければならぬかを明らかにして、今後調べるべき事項を箇条書きにする。

第二段階

事実関係・法的論点に関する調査を継続する。

第二回レポートの提出 提出期限 12月20日の講義開始時

- ・ 第一回にて提出した文献リストおよび事実関係要約の改訂版
- ・ 採り上げる法的論点について
 - ・ この段階までに判明したことを文章化する
 - ・ 解明すべき問題として何が残されているかを明らかにする
 - ・ 問題のリストアップ
 - ・ それを解明するために必要な作業のリストアップ

字数制限は設けない。ただし、最終レポートの字数制限を意識して作業を進めること。

第三段階

レポートを完成させる。4000字以上1万字以内とする。

国際法に基づく理由付けが適切になされているかどうか、および、文章表現が明晰かどうか、の2点を評価の対象とする。上記の範囲内であれば、字数の多寡は評価の対象とならない。

最終レポート提出期限 1月24日の講義開始時

提出方法

E-mailで添付ファイル（Wordまたは一太郎）として送付しても、印刷したものを提出しても良い。印刷したものを提出する場合は、教務係に提出すること。

再提出

合格点に達しない場合、あるいは、さらに評価を上げることが可能である場合には、再提出を勧めることがあり得る。その場合、再提出の期限はその都度指示する。

必読書

以下の2冊をこれまでに読んだことがなければ、必ず熟読しておくこと。

本多勝一『日本語の作文技術』（朝日文庫）

木下是雄『理科系の作文技術』（中公新書）